

住宅取得に使える3つの支援策

◆こどもエコすまい支援事業を開始

概要	新築 子育て世帯や若者夫婦世帯を対象に、ZEH住宅の取得に100万円補助 リフォーム すべての世帯を対象に、原則最大30万円補助 (子育て世帯や若者夫婦世帯の場合は上限を最大60万円まで引き上げ)
対象者	令和4年11月8日以降に「対象工事」に着手し、申請した方 ※対象工事：新築は基礎工事より後の工程の工事、リフォームはリフォーム工事
受付期間	<u>令和5年3月下旬～予算上限に達するまで</u> (遅くとも令和5年12月31日まで) ※申請は住宅事業者を通じて行います。お早めの申請をおすすめします。
お問合せ先	こどもエコすまい支援事業 お問合わせ窓口 ☎03-6704-5537(通話料がかかります。)(R4.12.28まで) こどもエコすまい支援事業事務局 ☎0570-200-594(通話料がかかります。)(R5.1.4以降) ※IP電話等からのご利用の場合045-330-1340 https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp (R4.12.27開設予定)



住宅の省エネリフォーム支援については、国土交通省、経済産業省、環境省の3省の連携により、ワンストップでの利用を可能にします。
詳細は<https://jutaku-shoene2023.mlit.go.jp>をご参照ください。(R4.12.27開設予定)

◆住宅ローン減税で13年間の税額控除

概要	・住宅ローン残高の0.7%を原則13年間※、所得税額と住民税額の一部から税額控除 ※新築住宅の場合。既存住宅の場合は10年間。 ・住宅の省エネ性能等に応じ控除額を上乘せ
対象者	令和4年1月から令和7年12月末までに入居した方
お問合せ先	お近くの税務署へ



◆贈与税非課税枠は最大1,000万円

概要	親や祖父母等から資金贈与を受けて住宅の取得等をした場合、最大1,000万円までの贈与が非課税
対象者	令和4年1月から令和5年12月末までに贈与を受けた方
お問合せ先	お近くの税務署へ

